

## 業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 件 名 奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務
- 2 委 託 期 間 自 令和 ○年 ○月 ○日から  
至 令和 6年 2月28日まで
- 3 委 託 金 額 金○○○○円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

上記業務委託契約に関し、委託者 只見川電源流域振興協議会 (以下「甲」という。) と受託者 ○○○ (以下「乙」という。) は、次の条項により業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### (総 則)

**第1条** 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の委託金額をもって、頭書の委託期間内に誠実に甲が委託した業務を遂行しなければならない。

2 仕様書に明示されていない業務、又は仕様書に疑義が生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

3 甲又は乙の都合により、業務の内容を変更しようとする時は、事前に甲・乙協議の上書面により定めるものとする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

**第2条** 乙は、本契約によって生ずる権利義務を、いかなる方法をもってしても第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

### (委任と下請負の禁止)

**第3条** 乙は、本契約によって委託された業務を第三者に委託し、又は下請負させてはならない。

ただし、あらかじめその委任又は下請負の内容を明らかにした書面により、甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

### (概算払い)

**第4条** 乙は、事業着手後、業務の内容により概算払いの必要が生じた場合は、委託金額の2分の1以内において、甲に請求することができる。

2 甲は、前項の請求があった時は、その必要な経費の内容を確認の上、請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

### (名義変更の届出)

**第5条** 乙は、乙の名義又は代表者に変更があったときは、その変更を証する書面を添えて速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

### (秘密の保持)

**第6条** 乙は本契約の履行により知り得た事実を他に漏らし、又はこれを他の目的に使用してはならない。

2 乙は業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

### (業務に対する指示、報告)

**第7条** 甲は、乙の実施する業務について必要な指示をすることができる。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙の業務の実施状況について調査し、その都度報告を求めることができる。

3 乙は、前項に規定する甲の調査又は報告の要求があった場合、直ちにこれに応じなければならない。

### (業務の変更・中止等)

**第8条** 甲は、必要と認めた場合は、業務の内容を変更し、又は中止し、若しくは打切ることができる。

2 前項の場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

**(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)**

**第9条** 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

**(委託金額の変更)**

**第10条** 委託期間内において材料価格又は賃金等の変動により、委託料が著しく不相当と認められるときは、甲・乙協議の上、委託料を変更することができる。

**(損害賠償)**

**第11条** 乙は、業務の実施に当たり、乙の責任に帰すべき理由によって発生した損害について、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲がその責めを負うものとし、その額は甲・乙協議の上定めるものとする。

**(検査)**

**第12条** 乙は、業務が完了した時は、甲に対し速やかに業務完了届及び実績報告書を提出し、甲の確認を受けなければならない。

**(委託金額の支払)**

**第13条** 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、支払の請求書を甲に提出することができる。

2 甲は、前項の請求の日から30日以内にこれを支払うものとする。

**(契約の解除)**

**第14条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

2 乙の能力の低下その他の事情により、頭書の期間内に業務を完了する見込みがないと認めるとき。

3 本契約の履行に関して、乙又は業務従事者に不正の行為があったとき。

4 正当な理由がなく、業務が著しく遅延し、又は業務に着手しないとき、若しくは著しく誠意を欠くと認めるとき。

5 前各号の他、乙が本契約に違反し、その違反によって本契約を達成することができないとき。

**(成果の帰属等)**

**第15条** 本契約に伴い実施される委託業務により得られた成果に係る著作物(意匠、文章、名称、デザインを含む)及び知的財産(新たな事業の仕組みやノウハウ、特許や実用新案を含む)に関する権利はすべて甲に帰属する。

**(補則)**

**第16条** 本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲・乙1通ずつ保有するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

委託者 甲 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933  
只見川電源流域振興協議会  
会長 舟木 幸一

受託者 乙 住所  
事業所名  
代表者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する業務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。